

第2章

計画策定の背景

1 これまでの経緯

(1) 背景

男女平等の実現を目指す取組は、国際社会の抱える重要な課題のひとつとして、国際連合を中心に世界的に推進されてきました。2015年の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に含まれる「持続可能な開発目標（SDGs）」では、17の目標のうちのひとつとして、「ジェンダー平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメント※を図る」という目標が掲げられ、各国で取組が加速しています。

我が国では、「男女共同参画社会基本法」に、男女が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現を、21世紀の我が国社会を決定する最重要課題として位置付けています。

市では、「男女共同参画社会基本法」の規定に基づき、平成9年（1997年）に男女共同参画に関する施策を総合的に実施するための行動計画として「つるがしま男女共同参画プラン」を策定しました。以降、5年毎に計画の見直しを行い、その時々社会情勢を踏まえ、男女共同参画の施策を推進しています。

計画の推進により、男女共同参画に関する市民の理解は深まりつつありますが、依然として、さまざまな課題があります。

まず、家庭・地域・職場などのあらゆる分野で、性別による固定的な役割分担意識※や、それに起因する社会通念、慣行などが根強く残っています。

例えば、東日本大震災をはじめとするこれまでの災害においても、さまざまな意思決定過程への女性の参画が十分に確保されず、女性と男性のニーズの違いなどが配慮されないといった課題が生じました。

さらに、新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、女性に対して経済面から生活面までさまざまな形で深刻な影響をもたらしました。

「誰一人取り残さない」社会を実現するためには、広くSDGsを浸透させる必要があり、そのためには、地域における一人ひとりの積極的な取組が不可欠とされています。「あらゆる人々が活躍する社会・ジェンダー平等の実現」は、「SDGsアクションプラン」の重点事項にも掲げられています。

こうした状況を踏まえ、新たな課題や社会情勢の変化に対応するとともに、これまで取り組んできた施策をさらに推進・発展させるための指針として、「つるがしま男女共同参画推進プラン（第6次）」を策定しました。

関連データ

【ジェンダー・ギャップ指数（GGI：Gender Gap Index）】

ジェンダー・ギャップとは、男女に求められる性役割の違いにより生じる格差のことをいいます。スイスの非営利団体「世界経済フォーラム」が、男女間の格差を、経済分野、教育分野、健康分野及び政治分野の4つの領域のデータをもとに算定し、毎年公表しています。

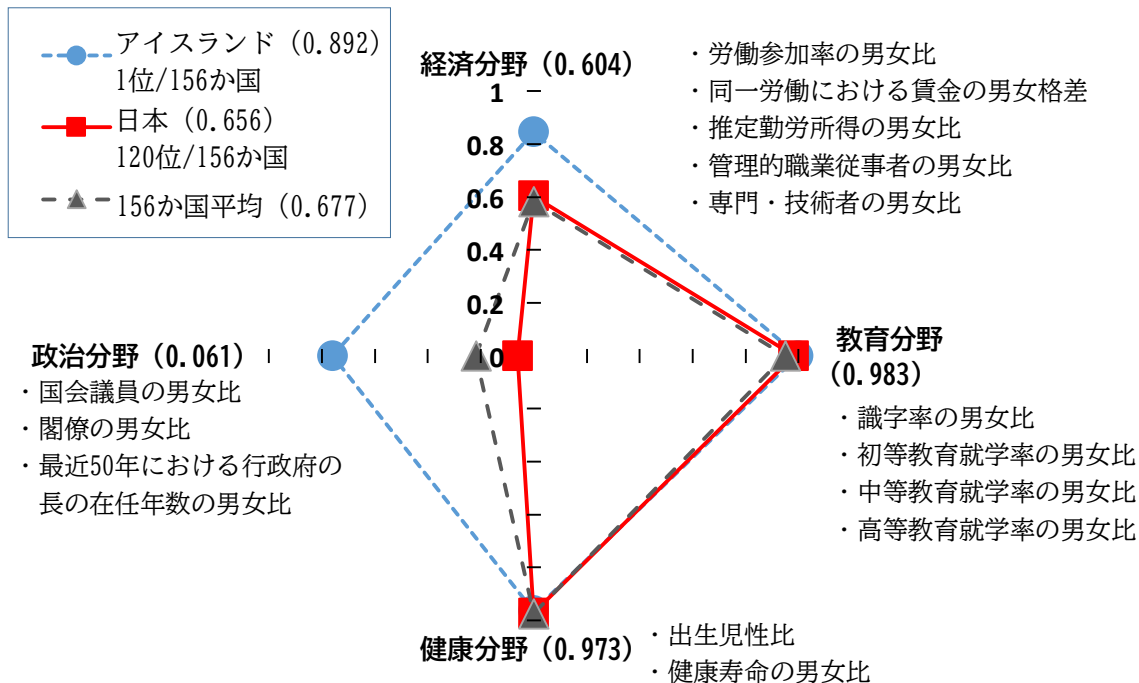
指数は、「0」が男女の完全不平等、「1」が完全平等を示します。

令和3年（2021年）に公表された順位では、日本は、156か国中120位で、特に政治分野と経済分野の値が低くなっています。

【分野ごとの順位（日本）】

分野	順位	指数
経済分野	115位	0.604
教育分野	91位	0.983
健康分野	40位	0.973
政治分野	144位	0.061

【各分野におけるジェンダー・ギャップ指数】



資料：令和3年版男女共同参画白書（内閣府）

持続可能な開発目標（SDGs）

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



「持続可能な開発目標（SDGs）」とは、世界で広がる貧困・格差・地球環境の危機を克服し、「持続可能な社会・経済・環境」を目指す世界共通の目標で、2015年の国連サミットにおいて全ての加盟国が合意した「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の中で掲げられました。

本計画においても、男女共同参画の視点を施策に反映し、取組を着実に推進することで、SDGsの達成に貢献します。

(2) 国際的な動き

1975年	「国際婦人年世界会議」（第1回世界女性会議）（メキシコ・シティ） 「世界行動計画」採択 性に基づく差別の禁止 国際連合（国連）では、この年を「国際婦人年」と定める
1976年	「国連婦人の10年」（～1985年）
1979年	「女子差別撤廃条約※」採択（国連総会）
1980年	「コペンハーゲン会議」（第2回世界女性会議） 世界行動計画の前半期の実施状況の評価等
1985年	「国連婦人の10年ナイロビ会議」（第3回世界女性会議） 「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」を採択
1990年	「ナイロビ将来戦略勧告」 女性の地位向上のための戦略の実施ペースを速めることを各国等に勧告
1993年	「世界人権会議」（ウィーン） 「女性に対する暴力撤廃宣言」採択（国連総会）
1995年	「北京会議」（第4回世界女性会議） 21世紀に向けて女性の地位向上のための指針「北京宣言」「行動綱領」を採択
2000年	国連特別総会「女性2000年会議」 北京宣言及び行動綱領の目的と目標の達成への決意を表明する「政治宣言」及び 「成果文書」を採択
2010年	第54回国連婦人の地位委員会「北京+15」開催（ニューヨーク） 女性と女児の地位向上およびエンパワーメントのための新たな課題や戦略
2011年	UN Women（国連女性機関）正式発足
2012年	第56回国連婦人の地位委員会 自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメントなどについて決議
2014年	第58回国連婦人の地位委員会 自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメントなどについて決議
2015年	国連サミット（ニューヨーク） 「持続可能な開発のための2030アジェンダ」（SDGs）採択
	第59回国連婦人の地位委員会「北京+20」開催（ニューヨーク） 「北京宣言と行動綱領」および第23回国連特別総会成果文書の実施状況・評価
2016年	G7伊勢・志摩サミット 「女性の能力開発のためのG7行動指針」および「女性の理系キャリア促進のためのイニシアティブ（WINDS）」に合意
2019年	W20 JAPAN2019（第5回国際女性会議）（東京） 女性の経済的エンパワーメントの促進

(3) 国内の動き

1975年	「婦人問題企画推進本部」発足 総理府婦人問題担当室設置
1977年	「国内行動計画」策定
	「国立婦人教育会館」開館（嵐山町）
1985年	「男女雇用機会均等法※」成立
	「女子差別撤廃条約」批准
1995年	「育児・介護休業法」成立
1997年	「男女雇用機会均等法」改正 セクハラへの事業主配慮義務
1999年	「男女共同参画社会基本法」成立
2000年	「男女共同参画基本計画」策定
2001年	「DV防止法」成立
2003年	「少子化社会対策基本法」「次世代育成支援対策推進法」成立
2005年	「男女共同参画基本計画（第2次）」策定
2010年	「第3次男女共同参画基本計画」策定
2015年	「女性活躍推進法」成立
	「第4次男女共同参画基本計画」策定
2016年	「SDGs実施指針」SDGs推進本部決定
2018年	「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律※」成立
2020年	「第5次男女共同参画基本計画」策定

(4) 埼玉県動き

1980年	「婦人の地位向上に関する埼玉県計画」策定
1986年	「男女平等社会確立のための埼玉県計画」策定
1990年	「男女平等社会確立のための埼玉県計画（修正版）」策定
1995年	「2001 彩の国男女共同参画プログラム」策定
2000年	「埼玉県男女共同参画推進条例」制定
2002年	「埼玉県男女共同参画推進プラン2010」策定
	「埼玉県男女共同参画推進センター（With You さいたま）」開設
2006年	「配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画」策定
2009年	「配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画（第2次）」策定
2012年	「埼玉県男女共同参画基本計画」策定
	「配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画（第3次）」策定
2017年	「埼玉県男女共同参画基本計画」策定
	「配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画（第4次）」策定

(5) 市の動き

1988年	「鶴ヶ島町働く婦人の家条例」制定
	「働く婦人の家（ハーモニー）」開館
1989年	「女性のための相談室」設置
1997年	「つるがしま男女共同参画プラン」策定
1998年	「鶴ヶ島市働く婦人の家条例」を「鶴ヶ島市女性センター条例」に改正 「働く婦人の家」を「女性センター」に改称
2002年	「つるがしま男女共同参画プラン（第2次）」策定
2007年	「つるがしま男女共同参画プラン（第3次）」策定
2010年	「鶴ヶ島市男女共同参画推進条例」制定
2011年	「鶴ヶ島市男女共同参画推進委員会」設置
2012年	「つるがしま男女共同参画推進プラン（第4次）」策定
2017年	「つるがしま男女共同参画推進プラン（第5次）」策定
2018年	「鶴ヶ島市配偶者暴力相談支援センター」設置
	「鶴ヶ島市DV対策庁内連絡会議」設置
2022年	「つるがしま男女共同参画推進プラン（第6次）」策定

2 男女共同参画に関する本市の現状

(1) 令和2年度男女共同参画に関する市民意識調査の結果（抜粋）

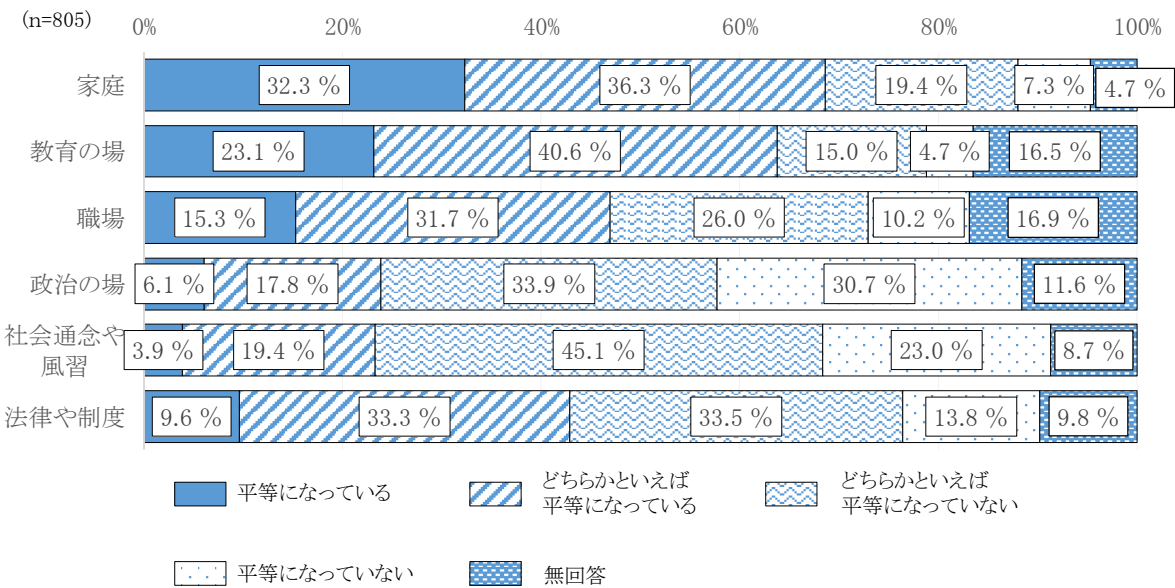
この意識調査は、本計画の策定や今後の取組のための重要な基礎資料として、市民の皆様の貴重な意見をいただくことを目的に実施しました。

調査期間	令和2年12月7日から令和2年12月25日まで
調査対象	市内在住の18歳以上の男女 2,000人 (住民基本台帳から無作為抽出)
調査方法	自記式調査票による郵送配布・郵送回収
回答状況	有効回答数 805票 有効回答率 40.3%
調査項目	1. 回答者のプロフィール 2. 男女平等の意識について 3. 家庭生活について 4. 社会参加について 5. 就労について 6. 人権について 7. 鶴ヶ島市女性センター（ハーモニー）について 8. 市政への要望について

① 男女平等の意識について

男女の地位の平等感について、最も平等に感じているのは「家庭」で、最も平等に感じていないのは「社会通念や風習」となっています。

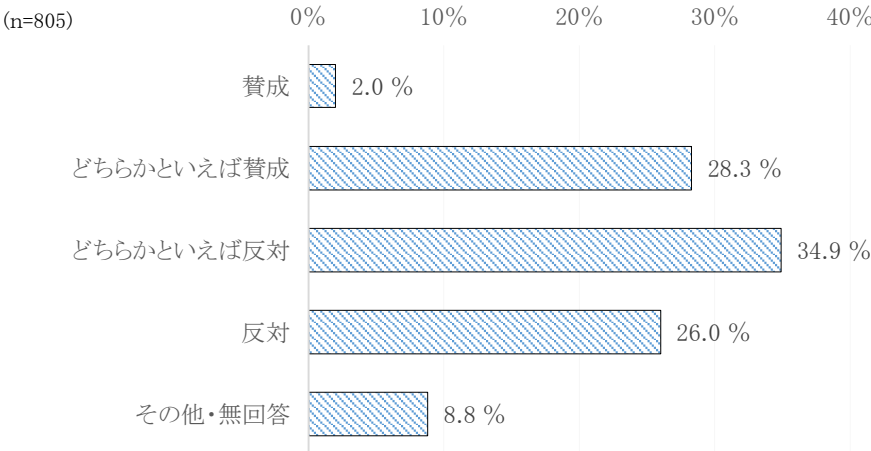
《質問》 毎日の生活の中で、男女の地位が平等になっていると思いますか。



② 家庭生活について

「男は仕事、女は家庭」という考え方に賛成する人の割合は合わせて30.3%で、反対する人の割合は合わせて60.9%でした。

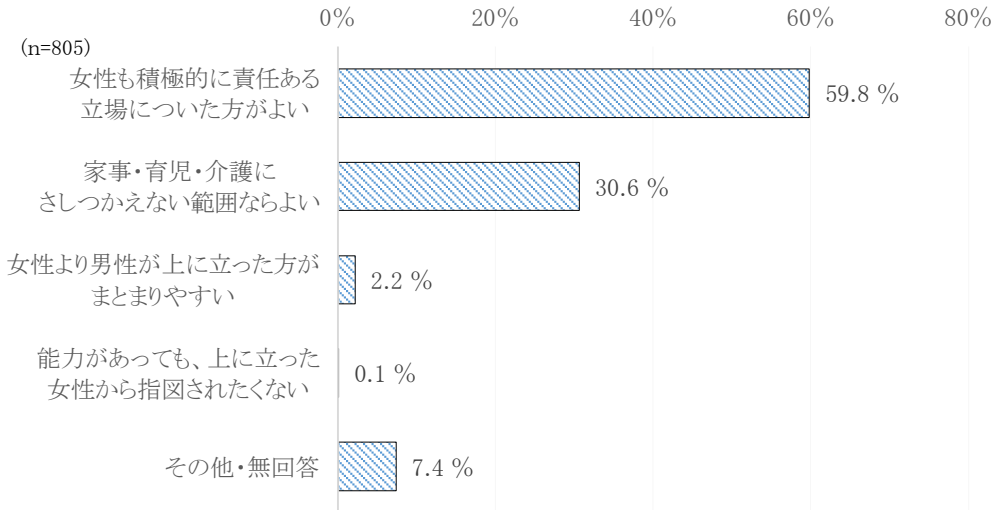
《質問》「男は仕事、女は家庭」という考え方についてどう思いますか。



③ 社会参加について

女性が社会的な活動に参加し、責任ある立場につくことに賛成する人の割合は59.8%で、「家事・育児・介護にさしつかえない範囲ならよい」と回答した人の割合は30.6%でした。

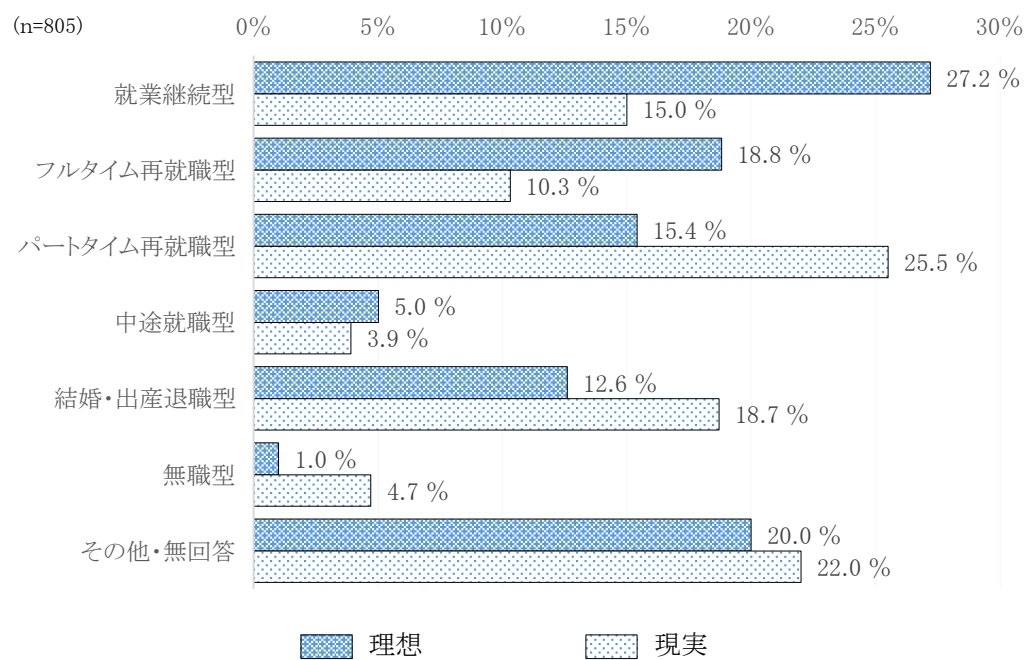
《質問》女性が社会的な活動に参加し、責任ある立場につくことについてどう思いますか。



④ 就労について

女性が結婚・出産後も就労を継続することについて、理想と現実には差が見られました。

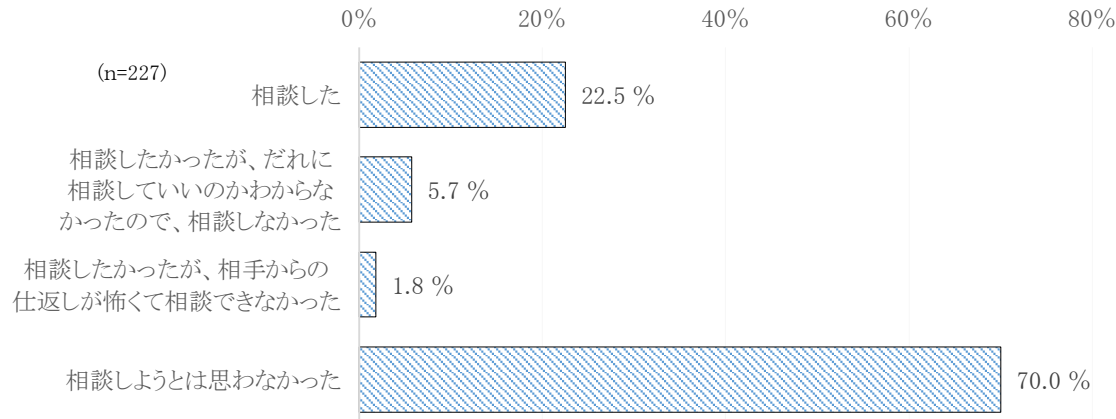
《質問》女性の働き方について、あなたの「理想」はどうあるべきだと思いますか。また、「現実」はどうか。



⑤ 人権について

DV※を受けた経験がある人のうち、相談をした人の割合は22.5%で、誰にも相談できずに一人で悩んでいる人が多く見られました。

《質問》配偶者・パートナーからの行為について、だれかに打ち明けたり、相談しましたか。

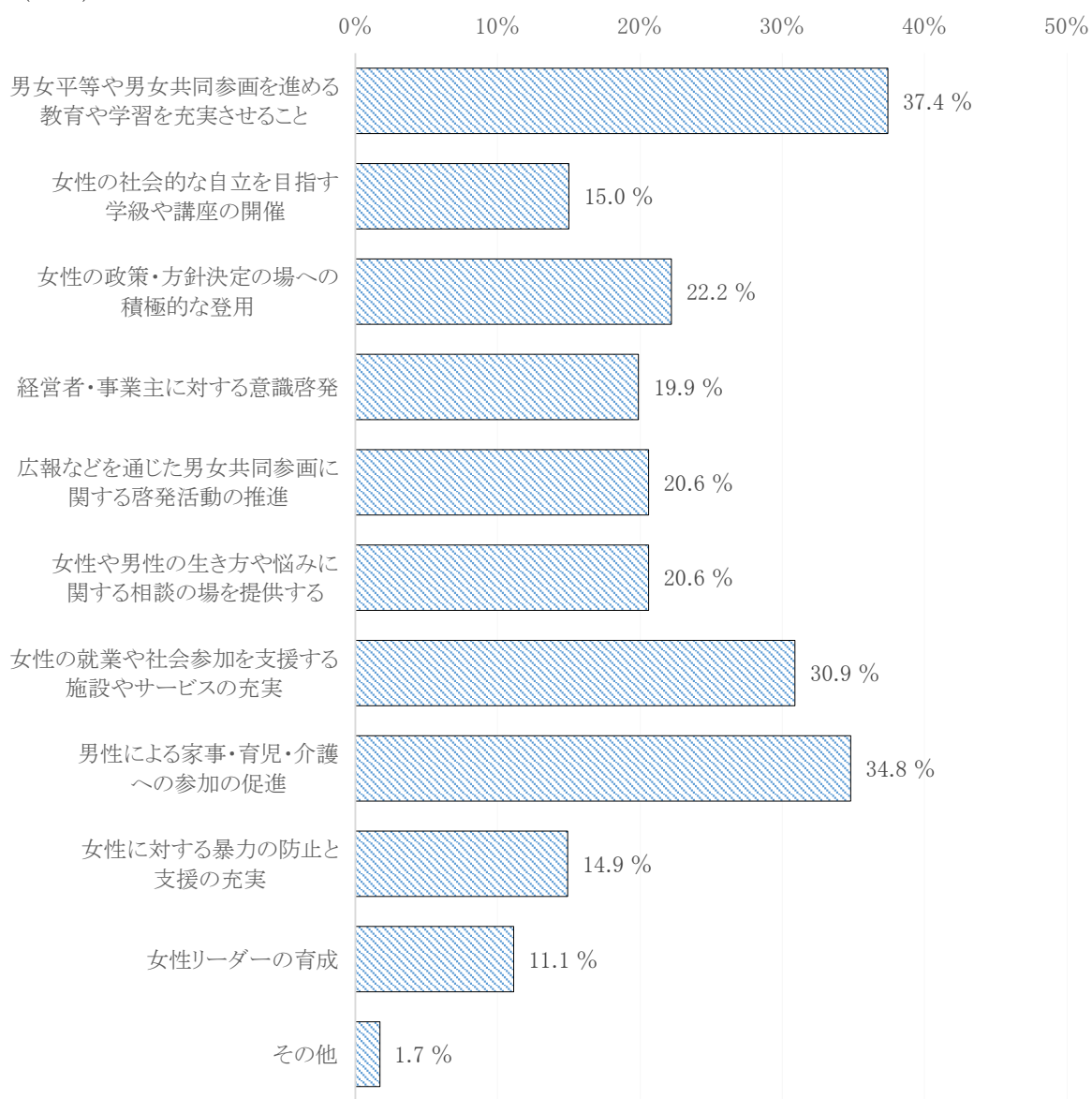


⑥ 市政への要望について

男女共同参画社会を実現するために必要な市の取組として、「男女平等や男女共同参画を進める教育や学習を充実させること」、「男性による家事・育児・介護への参加の促進」、「女性の就業や社会参加を支援する施設やサービスの充実」が多く挙げられました。

《質問》男女共同参画社会実現のために、市が重点的に取り組む必要があると思われる施策はどれですか。（複数回答可）

(n=805)



(2) つるがしま男女共同参画推進プラン（第5次）の評価

基本目標Ⅰ 男女共同参画の意識づくり

【第5次プランにおける実績および成果】

- ① 各課において、人権意識啓発のための講演会、障害者差別解消法普及・啓発のための講演会など、男女共同参画の視点を取り入れた事業を行いました。また、講座・事業の企画にあたって男女共同参画の視点を取り入れることや、市広報紙に掲載するイラストや表現を男女共同参画の視点でチェックすることが徹底されてきました。
- ② 性的少数者※への配慮のため、法令等の規定があるものを除き、市が取り扱う各種申請書・証明書等の不必要な性別欄を廃止しました。
- ③ 小・中学校において、男女平等教育および情報モラルの醸成を進めました。また、すべての中学校3年生を対象に、市と各学校が共同開催で「デートDV※予防講座」を行い、若年層へのDV予防啓発を行いました。15年以上前から使用している男女混合名簿については、すべての小・中学校で使用を継続しています。

【第5次プランにおける課題】

- ① 日頃、市役所や公共施設を利用しない人や、市の行事などに参加しない人に男女共同参画に関する情報を届けるためには、市広報紙やSNS（ソーシャルネットワーキングサービス）などを活用して効果的に発信していくことが必要です。
- ② 男女共同参画への理解が進んでいるか、また、市民の意識に変化があったかなど、検証が困難な事項についても、できる限り把握し、今後の施策に活かしていく必要があります。
- ③ 地域における方針決定の場のひとつである自治会において、自治会長に占める女性の割合が増えていません。地域活動の核になる女性が、自然とリーダーシップを取れるような意識の醸成が必要です。

【第5次プランにおける推進指標の達成状況】

① ハーモニーふれあいウィーク※の来場者数（意識の普及を表す指標）

現状値 H28	実績					目標値 R3	達成状況
	H29	H30	H31	R2	R3		
727人	735人	820人	829人	中止	展示に変更	1,000人	改善

◆ 令和2年度および3年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止

② 人権に関する講演会の開催回数（人権意識の啓発を表す指標）

前年度の開催回数の合算

現状値 H28	実績					目標値 R3	達成状況
	H29	H30	H31	R2	R3		
11回	13回	12回	11回	7回	9回	13回	低下

③ 自治会長に占める女性の割合（方針決定の場への女性の参画を表す指標）

4月1日現在

現状値 H28	実績					目標値 R3	達成状況
	H29	H30	H31	R2	R3		
10.7%	10.8%	7.2%	7.3%	5.0%	7.5%	20.0%	低下

【第5次プランにおける実績および成果】

- ① 仕事で活躍する女性を増やすことを目的に、地域企業の経営者、管理職、人事担当者を対象とした女性活躍推進セミナーを継続して開催しました。鶴ヶ島市商工会、富士見工業団地工業会、埼玉西部経済同友会に広報協力を依頼し、地域ぐるみで女性を応援する機運を高めています。
- ② 女性の再就職を支援する取組として、ハローワーク川越と共同開催で、仕事と家庭の両立に理解のある地域の企業が出展する就職面接会を、継続して開催しました。また、関連事業として、再就職への不安を軽減するセミナーを開催しました。
- ③ 女性の起業を支援する取組として、起業への不安を軽減し、ネットワークづくりを促進するイベントを、継続して開催しました。先輩女性起業家の講演や情報交換、鶴ヶ島市商工会と地域の金融機関による起業相談会を同時開催しました。
- ④ 保育環境の整備、子育て家庭および介護が必要な家庭へのサービスを充実し、家族のケアを抱える人が就労を継続しやすくなるよう支援を行いました。また、「子育て世代包括支援センター※」や、「児童・家庭総合相談窓口」を開設したほか、家庭訪問を重視した育児支援事業などを行いました。

【第5次プランにおける課題】

- ① 地域の企業において、女性活躍やワーク・ライフ・バランス※に向けた取組や職場風土の改善が進むよう、より積極的な働きかけを行う必要があります。
- ② 起業を目指す女性のイベントに参加した人の状況については、アンケート調査などを通して把握し、今後の取組に活かす必要があります。
- ③ 市の女性農業者の活躍を支援するとともに、次世代の女性農業者育成を図っていく必要があります。
- ④ 市の男性職員の育児休業については取得が進まず、また、完全退庁日が徹底されませんでした。今後も業務改善を進め、完全退庁日を徹底し、超過勤務の縮減を図るとともに、男性職員が育児休業を取得しやすい職場環境づくりを推進する必要があります。

【第5次プランにおける推進指標の達成状況】

① 保育所（園）の待機児童数

4月1日現在

現状値 H28	実績					目標値 R3	達成状況
	H29	H30	H31	R2	R3		
0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	達成

② 市の男性職員のうち育児休業制度利用対象職員における取得者の割合

前年度の取得者の割合

現状値 H28	実績					目標値 R3	達成状況
	H29	H30	H31	R2	R3		
0%	0%	3.6%	0%	0%	0%	10.0%	未達成

◆ ①、②は、男女が働きながら、ともに子育てできる体制の整備状況を表す指標です。

基本目標Ⅲ すこやかで安心できる安全な暮らしの実現

【第5次プランにおける実績および成果】

- ① 配偶者暴力相談支援センターの設置に合わせて、DV対策庁内連絡会議を設置するとともに、「女性相談・DV相談」を開設し、従前のカウンセリングよりも実施回数を拡充しました。各課の相談業務においては、相談しやすい環境づくりへの配慮と、個人情報の管理を徹底しました。また、支援を必要とする人に対しては、関係機関による連絡会議などで調整のうえ、対応しました。
- ② 赤ちゃん訪問などにより、虐待リスクのある家庭を把握した場合は、関係課が連携して虐待およびDVの未然防止に努めました。また、思いがけない妊娠により戸惑いや悩みを抱えている人のための相談窓口「にんしんSOS鶴ヶ島」を開設しました。
- ③ 防災対策においては、女性や社会的弱者について配慮すると同時に、新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた避難所開設・運営訓練を複数回実施し、運営上の課題を抽出しました。

【第5次プランにおける課題】

- ① DVなどの相談内容によっては、複数の課にまたがるケースや時間をかけても根本的な解決に至らないケース、職員が対応に苦慮する場合があります。限られた人員が関係機関と連携し、疲弊しないよう配慮しながら、より効果的な支援を行うことが求められています。
- ② 障害のある人が被害を受けた場合、被害者の保護・生活再建と、加害者対策とを、同一の障害者虐待防止センターが担い、双方の調停機能を発揮することが必要です。
- ③ 防災対策においては、女性に配慮した避難所運営について見直す必要があります。また、社会的マイノリティの特性や課題を踏まえ、要支援者の個別計画の策定についても検討することが必要です。

【第5次プランにおける推進指標の達成状況】

① 配偶者暴力相談支援センターの設置

(DV被害者支援に向けた総合的な取組状況を表す指標)

現状値 H28	実績					目標値 R3	達成状況
	H29	H30	H31	R2	R3		
未設置	未設置	設置	設置	設置	設置	設置	達成

- ◆ 配偶者暴力相談支援センターとは、配偶者からの暴力の防止および被害者の保護を図るため、相談や相談機関の紹介、カウンセリング、情報提供その他の援助等を行う機関です。

② 地域支え合い協議会の設置数（地域課題解決に向けた取組状況を表す指標）

4月1日現在

現状値 H28	実績					目標値 R3	達成状況
	H29	H30	H31	R2	R3		
4	6	7	7	8	8	8	達成

- ◆ 地域支え合い協議会は、地域が抱える課題を地域で解決する共助社会を作ること为目的に、小学校区単位程度の地域において、自治会をはじめ、地域団体、NPO法人などの市民活動団体や企業などさまざまな主体とその関係者が連携・協力する組織です。

基本目標Ⅳ 男女共同参画を推進する体制の充実

【第5次プランにおける実績および成果】

- ① 市の審議会などの委員に占める女性の割合は目標値には届きませんでしたが、徐々に向上しています。女性の登用を進めるよう各課に周知し、職員の意識の醸成に努めました。
- ② 市職員の管理職に占める女性の割合は目標を達成しましたが、課長級以上の職員は、まだまだ女性が少ない状況です。女性職員が管理職を視野に入れたキャリアを形成するよう、主任昇格昇任事前研修においてキャリアデザイン研修を実施しました。また、昇格への不安を軽減するため、メンター制度について、職員に周知しました。
- ③ 政策の企画立案・実施の各プロセスに男女共同参画の視点を反映させるため、総合計画策定に向けた市民意識調査において、男女共同参画の視点を含む多様な意見を取り入れるようにしました。
- ④ 国と連携した事業においては、企業における女性の活躍やハラスメント対策など、法改正の趣旨や最近の動向などの情報をセミナーに役立てました。また、市が協定を締結している企業と連携し、起業を目指す女性を支援するイベントを行いました。

【第5次プランにおける課題】

- ① 市職員の女性管理職の登用については、研修とフォローを重ねながら進める必要があります。また、キャリアアップできる機会を増やし、積極的に利用できる仕組み作りを検討する必要があります。
- ② 「鶴ヶ島市男女共同参画推進条例」および「つるがしま男女共同参画推進プラン」の認知度は、まだまだ低い状況です。市民や地域の企業との連携を通じて、男女共同参画について理解を広げる必要があります。

【第5次プランにおける推進指標の達成状況】

① 市の審議会などの委員に占める女性の割合

4月1日現在

現状値 H28	実績					目標値 R3	達成状況
	H29	H30	H31	R2	R3		
27.4%	28.7%	29.6%	27.9%	33.4%	35.6%	40.0%	改善

② 市職員の課長級以上に占める女性の割合

4月1日現在

現状値 H28	実績					目標値 R3	達成状況
	H29	H30	H31	R2	R3		
10.9%	8.3%	8.5%	13.0%	13.3%	13.3%	15.0%	改善

③ 市職員の主幹級以上に占める女性の割合

4月1日現在

現状値 H28	実績					目標値 R3	達成状況
	H29	H30	H31	R2	R3		
16.1%	16.1%	14.9%	16.1%	17.0%	22.0%	20.0%	達成

④ 市職員の主査級以上に占める女性の割合

4月1日現在

現状値 H28	実績					目標値 R3	達成状況
	H29	H30	H31	R2	R3		
24.4%	25.5%	26.5%	28.0%	28.6%	29.8%	30.0%	改善

◆ ①～④は、市政における女性の参画状況を表す指標です。

